に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法	に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法
四　［略］	四　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。